

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

国民年金保険料は前納がお得です

毎月の国民年金保険料の納付期限は翌月末日ですが、まとめて前払いすると割引となる「前納制度」があります。

例えば、10月分～4年3月分（6カ月分）をまとめて現金やクレジットカードで納付する場合、毎月納付するよりも割引になります。また、前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引額が大きくなります。

10月分～4年3月分（6カ月分）について口座振替での前納を希望する場合は、8月31日までに杉並年金事務所へお申し込みください。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

健康・福祉

受給者証・医療証の更新

現在お使いの受給者証・医療証（以下「医療証等」）の有効期限は8月31日です。新しい医療証等は8月20日に発送します。3年度（2年中）所得が基準額を超えている場合、9月からの受給資格は喪失します。

現在お使いの医療証等は、9月30日までに障害者施策課（区役所東棟1階）、区民事務所へお返しくささい（障害者施策課へ郵送も可）。

◆以前医療証等を受給していたが、現在受給資格を喪失している方へ

次の①②の条件のいずれかを満たしている方で、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方は受給者証を、愛の手帳3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方は医療証を再取得できる場合があるので、ご相談ください。

①後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、3年度（2年中）の住民税が非課税

②その他の健康保険被保険者証をお持ちで、3年度（2年中）の所得が基準額以内

① 感染症防止対策

下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

◆変更事項のあった方へ

健康保険証や住所、氏名などに変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

☎障害者施策課障害者手当・医療係

募集します

都営住宅入居者

☎募集戸数=①ポイント方式による募集（家族向けのみ）=1290戸（車いす使用者世帯向け15戸を含む）②単身者向け=250戸（車いす使用者向け5戸を含む）③シルバーピア（高齢者集合住宅・単身者または2人世帯向け）=60戸④居室内で病死等があった住宅（単身者向け・車いす使用者向け・シルバーピア）=104戸▶**申込書・募集案内の配布期間**=8月2日～11日（各配布場所の休業日を除く）▶**配布場所**=区役所1階ロビー、子ども家庭部管理課（東棟3階）、住宅課（西棟5階）、各福祉事務所、各区民事務所（月～金曜日夜間と休日は区役所の休日・夜間受付で配布）。配布期間中のみ、JKK東京（東京都住宅供給公社）ホームページからも取り出せます▶**申込書**を、8月16日（①は午後6時。いずれも必着）までに専用封筒で郵送▶**☎JKK東京 ☎3498-8894**（申込書受付期間中は☎0570-010-810〈土・日曜日、祝日を除く〉）、区住宅課住宅運営係

生活安全協議会委員

安全で快適なまちをつくるため、環境美化、防犯対策などについて審議する生活安全協議会委員を募集します。☎**任期**=2年（協議会の開催は不定期〈年2回程度〉）▶**募集人数**=5名程度▶**報酬**=1万2000円（協議会への出席1回につき）☎**区内在住**で20歳以上の方▶**住所**、氏名（フリガナ）、年齢、性別、職業、電話番号を書いた用紙に、小論文「環境美化について」または「犯罪のない安心安全なまちづくり」（いずれも様式自由）

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



800字程度）を添えて、8月27日（必着）までに環境課生活環境担当へ郵送・ファクス・持参☎3312-2316▶**☎同担当**▶**☎過去の議事録は、区ホームページ参照**

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区以外の求人

杉並区障害者雇用支援事業団 非常勤職員

☎**障害者の就労移行支援・定着支援▶勤務期間**=9月1日～4年3月31日（4回まで更新可。ただし67歳に達した年度末で退職）▶**勤務日時**=週3日（曜日は応相談）。午前9時～午後4時▶**勤務場所**=杉並区障害者雇用支援事業団（ワークサポート杉並）▶**資格**=普通自動車の運転ができる方（障害者の就労支援機関等での勤務経験がある方を優先）▶**募集人数**=1名▶**報酬**=時給1188円。社会福祉士・精神保健福祉士資格取得者1290円▶**その他**=交通費支給（上限あり）。有給休暇あり▶**履歴書**を、8月16日（必着）までに杉並区障害者雇用支援事業団（〒168-0072高井戸東4-10-26）へ郵送・持参▶**☎同事業団 ☎5346-3250**▶**☎書類選考合格者には面接を実施**（8月20日（金）を予定）

杉並区障害者団体連合会 受付事務補助員

☎**部屋や備品の貸し出し受け付けほか▶勤務期間**=9月1日～4年3月31日（4回まで更新可。ただし65歳に達した年度末で退職）▶**勤務日時**=月13日程度（交代制）。午前8時30分～午後9時のうち4時間程度（夜間1時間延長の場合あり）▶**勤務場所**=高円寺障害者交流館▶**報酬**=時給1260円（2年度実績）▶**募集人数**=1名▶**その他**=交通費支給（上限あり）。有給休暇あり▶**履歴書**を、8月15日午後5時（必着）までに杉並区障害者団体連合会事務局（〒166-0003高円寺南2-24-18高円寺障害者交流館内）へ郵送・持参▶**☎同事務局 ☎5306-2627**▶**☎書類選考合格者には面接を実施**

各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日、午後1時～4時（8月9日・13日・16日を除く）▶ ☎区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎8月11日（水）午後1時～4時▶ ☎区役所1階ロビー ▶ ☎他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎8月12日（木）午後1時30分～4時30分▶ ☎区役所1階ロビー ▶ ☎区内在住 のマンション管理組合の役員・区分所有者等▶ ☎定員 3組（申込順）	☎杉並マンション管理士会▶ HP http://suginami-mankan.org/ から申し込み。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同会事務局☎3393-3652へファクス▶ ☎同会事務局 ☎3393-3680 、区住宅課空家対策係
行政書士による相談	☎8月13日（金）午後1時～4時▶ ☎相談室 （区役所西棟2階）▶ ☎相続・遺言・離婚・金銭問題等書類手続き に関すること▶ ☎定員 6名（申込順）▶ ☎他 1人30分	☎☎電話で、8月6日から東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537（午前8時30分～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎8月17日（火）、9月7日（火）午後1時～4時▶ ☎区役所1階ロビー ▶ ☎他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
専門家による空家等総合無料相談	☎8月19日（木）午前9時20分・10時15分・11時10分▶ ☎土木管理課相談室 （区役所西棟5階）▶ ☎空き家等の所有者等 （親族・代理人を含む）▶ ☎定員 各1組（申込順）▶ ☎他 1組45分	☎電話または直接、住宅課空家対策係（区役所西棟5階）。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、8月17日（必着）までに同係☎5307-0689へ郵送・ファクス▶ ☎同係
不動産に関する無料相談	☎8月19日（木）午後1時30分～4時30分▶ ☎区役所1階ロビー	☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937（午前9時～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）▶ ☎同支部 、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎8月21日（土）午後1時～4時▶ ☎相談室 （区役所西棟2階）▶ ☎定員 12名（申込順）▶ ☎他 1人30分	☎電話で、8月16日～20日に専門相談予約専用☎5307-0617（午前8時30分～午後5時）。または直接、区政相談課（区役所東棟1階）で予約▶ ☎同課

※★は当日、直接会場へ。

凡例▶**☎日時**▶**☎場所**▶**☎内容**▶**☎講師**▶**☎対象**▶**☎定員**▶**☎参加費**（記載のないものは無料）▶**☎申し込み**（記載のないものは直接会場へ）▶**☎問い合わせ**▶**☎その他**▶**☎Eメールアドレス**▶**☎ホームページアドレス**

子育て・教育

中学校卒業程度認定試験

病気などにより義務教育を猶予または免除された方、猶予または免除を受けず今年度の終わりに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方などに対し、中学校卒業程度の学力があるかを認定する試験を行います。この試験は、文部科学省が実施し、合格者には高等学校への入学資格が与えられます。

願書受付期間=9月3日まで▶試験日=10月21日(木)

合格発表=12月1日(水)▶受験案内

内等配布場所=東京都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当

(新宿区西新宿2-8-1東京都庁第二本庁舎)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第一係・第二係

5253-4111



「令和3年7月大雨災害義援金」 にご協力をお願いします



日本赤十字社での受け付け

受付期間 10月31日(日)まで

入金方法 「ゆうちょ銀行・郵便局 口座
記号番号00110-9-604276 口座加入者名 日赤令和3年7月
大雨災害義援金」へ振り込み

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

区役所にも義援金箱を設置します

設置期間 10月31日(日)まで

設置場所 保健福祉部管理課地域福祉推進担当(区役所西棟10階)、区役所1階ロビー、区民課区民係(東棟1階)、各区民事務所、各地域区民センター/各休業日を除く

図保健福祉部管理課地域福祉推進担当

ショートメッセージサービスで 住民税・国民健康保険料の お知らせを送信します

お持ちの
携帯電話に
お知らせが
届きます



8月から、住民税(特別区民税・都民税)・国民健康保険料の納付に関するお知らせをSMS(ショートメッセージサービス)で送信します。

携帯電話に表示される電話番号

03-3312-2111 (区役所代表電話番号)

0032-06-9000 (SMS送信専用番号)

振り込め詐欺にご注意ください

このSMSで次のようなことをお願いすることはありません。

- ・銀行口座への振り込みやATMの操作
- ・通帳やキャッシュカードを預けること
- ・個人情報のSMSでの返信
- ・フリーダイヤルや携帯電話番号宛での返信
- ・ホームページのURLを記載してアクセスを求めること

図納税課納税係、国保年金課国保収納係

新型コロナウイルスの接触感染を防止

区内の飲食店に アルコールスプレーを 無償配布しました



新型コロナウイルスの感染防止対策を支援するため、7月上旬から下旬にかけて、区内飲食店約5000店舗へアルコールスプレーを無償配布しました。

このスプレーは除菌効果が長時間続くことから、不特定多数の人が頻りに触れ、かつ拭き上げが難しい箇所(出入り口・トイレのドアノブや照明のスイッチなど)を中心に、使用をお願いしています。

図危機管理対策課



広島・長崎の原爆の日

平和への祈りを込めて 黙とうをささげましょう

間もなく、広島と長崎の76回目の原爆の日を迎えます。

戦争や核兵器による惨禍を二度と繰り返さないために、原爆死没者・戦没者の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念し、それぞれの時刻に合わせて1分間の黙とうをささげましょう。

家庭や地域、職場で平和の尊さを見つめ直し、平和への誓いを新たにしましょう。



広島=8月6日(金) 午前8時15分

長崎=8月9日(休) 午前11時2分

全国戦没者追悼式=8月15日(日) 正午



図区民生活部管理課庶務係

現況届の提出をお忘れなく



提出期限は **8月31日(火)**

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受けている方へ、7月末に現況届用紙を発送しました。特別児童扶養手当を受けている方には、8月上旬に現況届用紙を発送します。

現況届は、引き続き支給要件に該当するかを確認するためのものです。8月1日現在の状況を記入して、いずれも8月31日までに提出してください。提出がないと手当の支給や医療費の助成ができなくなります。

児童扶養手当

☑児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）までで、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育している方（2年度に支給停止となっている方と、受給者または扶養義務者の2年分所得が制限額以上あると思われる方も要提出）
☒子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☑審査結果は10月下旬以降順次発送予定。児童扶養手当受給資格発生から5年を経過する方（一部を除く）については、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（緑色の用紙）を送付済み。現況届と併せて要提出

ひとり親家庭等医療費助成

☑児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害を有する児童は20歳未満）までで、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育している方で、健康保険に加入している方 ☑子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 ☑引き続き受給資格がある方には、12月下旬に医療証を、所得超過などにより12月末で受給資格が消滅する方には、受給資格消滅通知を送付

特別児童扶養手当

☑20歳未満で障害のある児童（愛の手帳おおむね1～3度程度、身体障害者手帳おおむね1～3級程度および下肢障害4級の一部程度、その他日常生活に著しい制限を受ける精神障害や内部障害・疾患等がある児童）を監護または養育している方 ☑障害者施策課障害者手当・医療係

ひとり親家庭のための資格取得支援制度を拡充しています

児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあるひとり親の方が、就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業する場合、受講中の生活資金として給付金（高等職業訓練促進給付金）を支給しています。3年度に限り、申請の要件を緩和していますので、この機会にご利用ください。

なお、入学前の事前相談が必要です。来年度の修業相談も受け付けています。

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎5307-0343へ。

支給額

月額7万500円（住民税非課税世帯は10万円）。修業の最後の1年間（12カ月未満の修業期間の場合は当該期間）に限り、支給額を4万円加算

拡充内容

修業期間

1年以上修業

対象資格

看護師、保育士等の国家資格のみ

3年度中に修業を開始する方に限り

修業期間

6カ月以上の修業

対象資格

6カ月以上の修業を必要とする民間資格取得も可（※）

※拡充されている対象資格については、お問い合わせください。

お待ちしております 区民の皆さんの声

2年度に寄せられたご意見などの概要



区政への意見や要望など、区民の皆さんからの声は、区民サービスの向上や事務の改善を図る上で、大変貴重なものです。2年度中に区へ寄せられた意見等の総数（区政相談課受け付け件数）は1726件でした。

2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、学校の休校や保育園の休園、施設の閉館、成人式の開催などに関する意見が多く寄せられました。基本構想実現に向けた目標・取組方針別に分類すると右図のとおりになります。

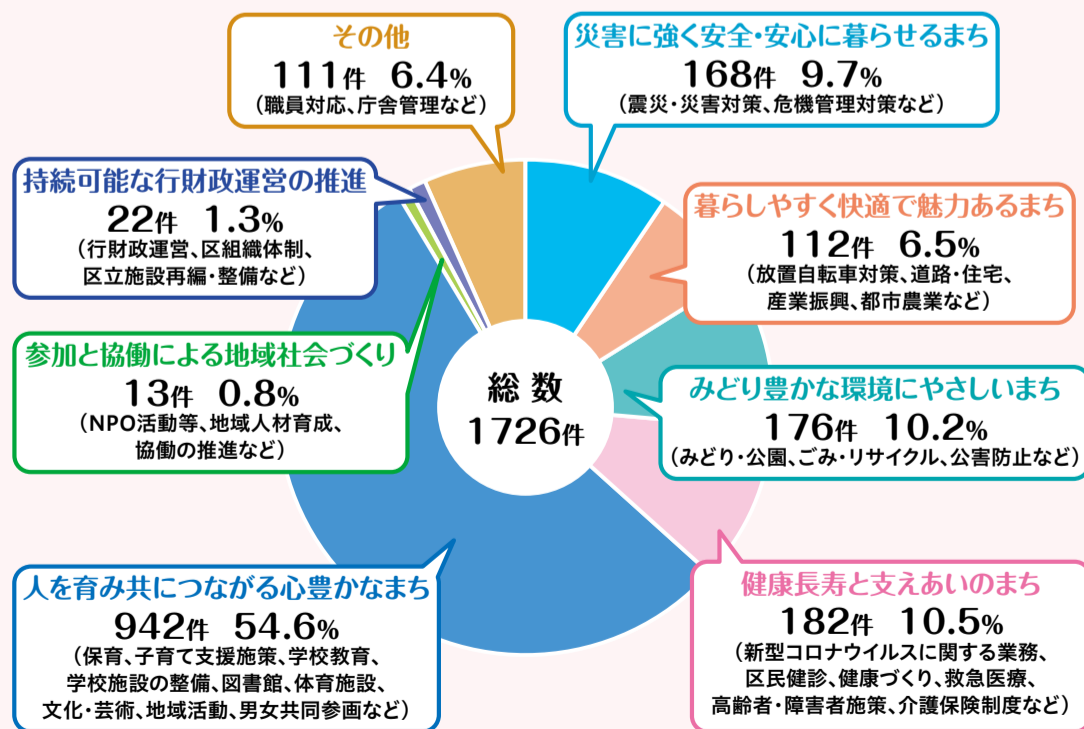
なお、区の所管外（国や都、その他公共機関等）の意見等は、個人情報に配慮した上で、各関係機関へ情報提供しています。

区政へのご意見・ご要望等は、区ホームページ（右下2次元コード）・ふれあい通信（区長へのはがき）・郵送・ファクス・電話などからお寄せください。ふれあい通信は、区役所、区民事務所、地域区民センターなどに配置してあります。

☎区政相談課 ☎3312-3531



2年度に寄せられたご意見・ご要望（杉並区基本構想の実現に向けた目標・取組方針別）



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。